

国民健康保険、後期高齢者医療に係る事務に関する助言内容

令和3年度(2021年度)

厚生労働省 東北厚生局 管理課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

国民健康保険、後期高齢者医療に係る事務における地方厚生局の役割について

地方厚生（支）局では、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、地方自治法等に基づき、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）並びに後期高齢者医療広域連合が行う業務、市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務及び後期高齢者支援金等の額の算定に関する助言や指導を実施しています。

東北厚生局においても、管内の自治体や保険者と事務打ち合わせの場を持ち、業務の確認を行い、助言等を実施しています。

令和3年度は、6県、7市町村、後期高齢者医療広域連合6機関、国民健康保険団体連合会3機関と事務打ち合わせを実施しています。

全機関において指導に該当する事例はありませんでしたが、助言を実施いたしました。

助言の内容は次ページ以降をご覧ください。

県(国民健康保険制度)への助言状況

【収 納】

- ・延滞金未調定の保険者に対して、未調定としている理由を把握し、積極的な調定と延滞金の徴収に向けた助言を実施すること。
- ・「居所不明者取扱要領」未策定の保険者に対して、策定に向けた助言を実施すること。
- ・保険者の規模に応じた支援策を検討すること。
- ・収納率が好調な保険者の対策等を評価し、横展開を図ること。

【医療費】

- ・療養費の適正化の取組として保険者が実施する「多部位等の支給申請書に関する患者調査」の状況を把握し、その結果を踏まえた適切な助言を実施すること。
- ・重複・頻回受診者等訪問指導の対象抽出方法について、保険者によって大幅な差異があるので、抽出基準の設定理由等を把握し、必要に応じて助言を実施すること。
- ・重複・頻回受診者の抽出を行っていない保険者に対して、実施に向けた助言を実施すること。

県(後期高齢者医療制度)への助言状況

【県の取組】

- ・後期高齢者医療広域連合のニーズや県が認識する取組強化事項などを踏まえた県主催研修を検討すること。

【国民健康保険団体連合会】

- ・国民健康保険団体連合会における診療諸率、再審査復活率等の概況について、国保連での評価・分析状況の聴取に努め、必要に応じ助言を実施すること。
- ・国民健康保険団体連合会主催研修について、国民健康保険団体連合会による効果測定の有無や測定結果の確認を積極的に行い、今後の助言の参考にすること。

【適用】

- ・各市町村の現状及び取組を確認のうえ、市町村の取組を評価し好事例は積極的に展開するなど、県による助言をさらに推し進めるとともに、情報発信力を高めること。
- ・事務処理の流れのみの確認ではなく、遡及適用の実績の把握や実例による事務の確認を行うこと。

【収納】

- ・収納率が微減の保険者についても要因を把握し、それを踏まえた助言を積極的に行うこと。

県(後期高齢者医療制度)への助言状況

【医療費】

- ・医療費通知に「あんま、はり・灸、マッサージ」に関する内容を盛り込むことについて、保険者の認識を聴取し、適宜、助言を実施すること。
- ・健康診査実施率が高い市町村の取組を市町村間で共有するなど、実施率向上に向けた取組を行うこと。

【保健事業】

- ・県所管課に技術吏員（保健師）が在籍していることから、技術吏員を積極的に活用し、後期高齢者医療広域連合に対する助言の質を高めること。
- ・健康診査について、市町村任せとなっていないか、各市町村の有用な取組を把握・共有を行っているか、など、後期高齢者医療広域連合の活動を把握し、適切な助言を実施すること。
- ・重複頻回受診者訪問の効果測定に受診機関数の減少数を設定しているが、重複受診者個々の重複機関数の差を考慮すると一律の値で設定することに検討が求められると思料することから、県においてもこの効果測定基準について評価すること。

市町村への助言状況

国民健康保険制度

【収 納】

- ・安易に不納欠損とならないよう、徴収マニュアルに沿った徴収活動を行うための人員配置を検討すること。
- ・未申告者対策について、文書勧奨だけでなく、電話や訪問などにより未申告者と接触を図ること。

後期高齢者医療制度

【全 般】

- ・各所管課が有するマニュアルで後期高齢者医療が関係するものは、制度所管課も共有し、制度所管課として調整・管理機能を十分発揮できる状況を構築すること。
- ・課や係単位の業務方針による運営から、後期高齢者医療制度に関する事業計画に基づいた運営に見直す（事業計画の策定）こと。

【適 用】

- ・被保険者証の交付において、郵送未着等の理由により未交付件数が少数であっても、確実な交付に向けた更なる取組を検討すること。

【収 納】

- ・簡易申告書送付後も未申告である者についての対応を検討すること。
- ・徴収マニュアルの作成を検討すること。

国民健康保険団体連合会・後期高齢者医療広域連合への助言状況

国民健康保険団体連合会

【事務処理】

- ・金庫の管理状況（施錠の有無）について、随時、確認を実施すること。
- ・収入印紙・切手類の残枚数について、定期的に帳簿との突合確認を実施すること。

後期高齢者医療広域連合

- ・助言事項なし